

契約条項 P-6185_210118

サーバー機器セットアップ支援サービス(DELL KACE K1000 対応)

1. 甲は、「サーバー機器セットアップ支援サービス (DELL KACE K1000 対応)」（以下、本サービスという）を、次の条項にもとづき乙に依頼するものとします。
2. 本サービスの対象機器は、DELL KACE K1000 とします。
3. 乙は、次の導入環境事前調査を実施します。
 - (1) 導入環境の説明
 - (2) 導入環境情報のヒアリングおよび乙所定の設定パラメーターシート（以下、「パラメーターシート」という）の記入
4. 乙は、「パラメーターシート」にもとづき、対象機器に次の作業を実施します。
 - (1) 開梱およびラッキング
 - (2) 結線（電源、LAN ケーブル、KVM）
 - (3) 起動確認
 - (4) 初回起動時の設定（管理者パスワード、ホスト名および IP アドレスの設定）
 - (5) 管理者用 PC から WEB サイトへ管理ユーザーでのログイン/ログアウトの確認
5. 乙は、「パラメーターシート」にもとづき、動作確認用クライアント PC 1 台に次の作業を実施します。
 - (1) 乙所定のエージェントソフトウェアのインストール
 - (2) 対象機器との疎通確認
6. 乙は、前 2 項の作業終了後、対象機器のバックアップファイルを取得し、甲に提供します。
7. 乙は、本サービスが注文書記載の完了希望日までに完了できない事由が生じた場合、すみやかに甲に対し通知し、その扱いについて別途協議するものとします。
8. 甲は、すみやかに本サービスの完了を確認し、終了確認証を乙へ提出するものとします。
9. バックアップの正常終了およびバックアップファイルは、甲の責任で確認および管理するものとします。
10. 前項の定めは、本サービス完了後も有効に存続するものとします。
11. 本サービスを完了後、甲は、注文書記載の支払条件にもとづき乙に本サービスの料金を支払うものとします。乙が、本サービスを着手したにもかかわらず、乙の責によらず本サービスを完了できなかった場合でも、甲は乙に対して本サービスの料金を支払うものとします。
12. 本サービスの実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、本サービスの対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

以上